

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

(計画期間令和3年4月1日～令和8年3月31日)

■適切な人事評価制度の構築と充実

■多様な労働形態の拡充

■有給休暇取得率の向上

【 男性育児休業の取得割合 】

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数 } 0\text{名}}{\text{配偶者が出産した男性の労働者の数 } 0\text{名}} = 0\%$$